第１５８回

愛知県市長会議

平成２４年１０月３日（水）

開催市　豊川市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　豊川市市民プラザ

1　開　　会　　午後1時３０分

2　開催市市長・会長あいさつ

3　来　賓　祝　辞

4　議　長　選　出

5　議　案　審　議

6　協　議　事　項

(1)　東海市長会提出議案について

(2)　平成２３年度決算の承認について

(3)　次回開催市の決定について

7　会　務　報　告

8　そ　　の　　他

9　閉　　会　　午後3時３０分

10　視　　察

新豊川市民病院建設地

第１５８回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	基幹的広域防災拠点の整備について 県内全ブロック　提出	4
第２号議案	巨大地震対策について 東三河ブロック　提出	6
第３号議案	都市自治体への権限移譲に伴う措置について 知多ブロック　提出	8
第４号議案	地方議会議員年金制度の廃止に係る国の財政措置について 西尾張ブロック　提出	10
第５号議案	国庫補助金の必要額の確保と適切な情報提供について 知多ブロック　提出	12
第６号議案	介護給付費負担金について 西尾張ブロック　提出	14
第７号議案	定期予防接種に係る国の財政措置について 東尾張ブロック　提出 西三河ブロック　提出 東三河ブロック　提出	16

第８号議案　石綿セメント管の更新の促進について　18
西尾張ブロック　提出

第９号議案　通学路の環境整備について　20
東尾張ブロック　提出

第１０号議案　生産緑地の公共事業代替地利用について　22
西尾張ブロック　提出

第１１号議案　社会資本整備総合交付金の財源確保について　24
東尾張ブロック　提出

第１２号議案　三河港の港湾整備事業の促進について　26
東三河ブロック　提出

第１３号議案　流域貯留浸透事業の補助率の引き上げについて　28
東尾張ブロック　提出

第１号議案

基幹的広域防災拠点の整備について

県内全ブロック　提出

愛知県は首都圏と関西圏の中間に位置し、道路、鉄道など各種交通機関の要所であるとともに、世界的な産業集積エリアとして日本の経済と産業を牽引しています。

一方で、近い将来に南海トラフの巨大地震が発生すると指摘されており、名古屋市を中心とした人口稠密な市街地や通勤・通学者による昼間人口の集中、濃尾平野に広がる海抜ゼロメートル地帯などの要因から、巨大地震による甚大な被害が懸念されます。

巨大地震により愛知県の産業や物流に甚大な被害が生じた場合、その影響は日本の経済社会全体に及ぶため、地震被害の軽減や速やかな復旧・復興は、我が国全体の課題です。

そのため、巨大地震の発生に備え、情報の集約や防災活動を管理する司令塔機能、相当量の救援物資の備蓄機能及び陸路・海路・空路の各ルートによる物資輸送機能を併せ持つ、基幹的広域防災拠点の整備が必要となります。

よって、**国におかれては、既に整備が完了した首都圏及び京阪神圏と同様に、愛知県内に早期に基幹的広域防災拠点を整備するよう要望いたします。**

また、**県におかれては、引き続き早期の整備を国に強く働きかけるよう要望いたします。**

第２号議案

巨大地震対策について

東三河ブロック　提出

平成２４年３月３１日に内閣府から公表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」についての推計は、多くの自治体にとって従来の想定を大幅に超えるものとなりました。

さらに、７月１９日には首都直下、南海トラフの２つの巨大地震について当面取り組むべき応急対策が、８月２９日には南海トラフ巨大地震の詳細な津波想定高、被害想定が公表され、今秋に予定されている経済被害想定と合わせて総合的な地震対策が取りまとめられる予定であると報道されております。

今後、多くの都市自治体においては、国から公表される詳細なデータに基づき地域防災計画、津波対策事業を見直す必要があり、また、見直し後の様々な事業の実施に係る財源の確保も課題となっています。

よって、**国におかれては、被害想定の見直しに伴い都市自治体が実施する様々な震災対策のための法整備や新たな財政支援制度の創設を行うよう要望いたします。**

第３号議案

都市自治体への権限移譲に伴う措置について

知多ブロック　　提出

平成２３年８月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、様々な事務が都市自治体へ順次移譲されています。

多くの都市自治体では人員の増や専門員の配置などにより移譲された事務に対応していますが、人員削減が進むとともに厳しい財政状況が続く都市自治体にとって、事務処理体制の整備は大きな負担となっています。

また、新たに移譲される事務は都市自治体に処理のノウハウがないため、円滑な事務処理に支障が生じることを懸念しています。

よって、**国におかれては、地域主権改革の推進と財源の移譲は軌を一にするものであることを再確認し、地方交付税制度による財源措置では無く、都市自治体へ移譲する事務に見合った財源を移譲するよう要望いたします。**

また、**都市自治体が適切に事務を処理できるよう、様々な支援体制を整備するよう要望いたします。**

第４号議案

地方議会議員年金制度の廃止に係る国の財政措置について

西尾張ブロック　提出

地方議会議員年金制度廃止に伴う都市自治体の負担増加分は、地方交付税により措置されることとなっていますが、基準財政需要額への算入が不十分であり、また、不交付団体にとっては増加分の全額が実質的な負担増となっています。

制度廃止の主な要因は国が進めてきた市町村合併によるものであるため、都市自治体の負担増加分の全額を国が負担すべきであると考えます。

よって、**国におかれては、都市自治体の負担増加分の財源措置方法を、地方交付税制度から積算根拠が明確で公平な交付金等の制度に変更するとともに、都市自治体の負担増加分の全額を負担するよう要望いたします。**

第５号議案

国庫補助金の必要額の確保と適切な情報提供について

知多ブロック　　提出

多くの都市自治体では、国庫補助金の廃止や削減について予算編成にあわせて情報を収集しており、「現時点では変更しない見込みである」という情報が得られれば継続を前提とした予算を編成しています。

しかしながら、変更しないという情報がもたらされていた国庫補助金において、予算編成後や執行年度に入ってから大幅な削減が判明し、都市自治体の運営に混乱をきたすことがあります。

よって、**国におかれては、特に継続事業に対する国庫補助金について当初認定した計画に見合った額の財源措置を確実に講じるとともに、補助制度を変更する見込みがある場合は速やかに都市自治体へ情報を提供するよう要望いたします。**

第６号議案

介護給付費負担金について

西尾張ブロック　提出

介護給付費等は、高齢化の進展及び要支援・要介護認定者の増加により、介護保険事業計画の改訂の度に上昇しています。

介護保険法では、国、県、基礎自治体及び１号・２号被保険者の負担割合を定めていますが、高齢化の進展により介護給付費は年々増加しており、また、今後は団塊の世代が本格的に介護保険を利用し始めるため介護給付費等の急激な増加が予想されており、都市自治体や被保険者にとって大きな負担となります。

よって、**国におかれては、都市自治体及び被保険者の負担を軽減するため、国の負担割合を引き上げるよう要望いたします。**

第７号議案

定期予防接種に係る国の財政措置について

東尾張ブロック　提出
西三河ブロック　提出
東三河ブロック　提出

予防接種法に基づく定期予防接種の費用は、一部が地方交付税で措置されているものの大部分は都市自治体が負担している状況です。

予防接種自体は市民に対し強制的に義務付けされておらず、また、個人の受益的要素が強いことから、個人からの実費徴収が可能となっていますが、接種率を向上させるためにほとんどの都市自治体でインフルエンザ予防接種以外の全額を公費負担しており、定期予防接種に係る財政負担が増加しています。

また、国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会は新たに子宮頸がん予防等の７ワクチンを定期予防接種に追加することを提言していますが、提言どおりに追加された場合、さらなる都市自治体財政の圧迫は避けられません。

予防接種は感染症のまん延を防ぎ国民の健康を守る重要な事業であり、本来は国が責任を持って統一的に実施すべきものと考えます。

よって、**国におかれては、定期予防接種の財政措置を地方交付税制度から国庫負担金制度へと改め全額を負担するとともに、新たに定期予防接種に追加する予防接種についても全額を国庫で負担するよう要望いたします。**

また、**制度改正にあたっては、都市自治体の予算編成や住民への周知などの準備に支障が生じないよう、法改正の骨子や財源の枠組みについて早期に示すよう要望いたします。**

第８号議案

石綿セメント管の更新の促進について

西尾張ブロック　提出

石綿セメント管の更新は平成２年度から水道水源開発等施設整備費国庫補助金の対象となっていたものの、平成２３年度末に当該補助は終了しました。

しかしながら、石綿セメント管の布設替えには莫大な費用がかかることから現在も石綿セメント管を使用している都市自治体も多く、補助の終了による更新の遅れを懸念しています。

よって、**国におかれては、安全で安定した水道水の供給のため、石綿セメント管の更新を再度国庫補助金の対象とするよう要望いたします。**

第９号議案

通学路の環境整備について

東尾張ブロック　提出

集団登下校中の児童生徒が巻き込まれる事故が立て続けに発生したことを受け、国は通学路における緊急合同点検の実施を指示しました。

合同点検は学校、道路管理者及び地元警察署が地域住民等の参画を得て実施し、対策必要箇所を抽出することとなっており、教員や保護者が日々感じている危険箇所の改善に資するものと思われますが、各事業主体の予算が不足していることなどから十分な安全整備が実施できない恐れがあります。

よって、**国におかれては、都市自治体から提出される対策に基づいた通学路の環境整備を継続的かつ計画的に推進するため、新たな財政措置制度を創設するよう要望いたします。**

第１０号議案

生産緑地の公共事業代替地利用について

西尾張ブロック　提出

生産緑地法に基づき指定する生産緑地については、公共事業用地として買収することは可能であるにもかかわらず、公共事業の代替地としては買収することはできず、代替地の確保に支障をきたす事例が生じています。

よって、**国におかれては、公共事業の円滑な推進のために生産緑地を公共事業の代替地として買収することができるよう、制度の改正を要望いたします。**

第１１号議案

社会資本整備総合交付金の財源確保について

東尾張ブロック　提出

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図り、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを推進するため、多くの都市自治体では社会資本整備総合交付金を活用しています。

一方、社会資本整備総合交付金から地域自主戦略交付金への移行は段階的に進められ、今後、政令市を除く都市自治体へも適用される見込みであることから、社会資本整備総合交付金として採択された事業の財源確保について懸念しています。

よって、**国におかれては、社会資本整備総合交付金として採択されている事業の遅延を防ぎ計画的なまちづくりを推進するため、社会資本総合整備計画に対する交付金の財源を確保するよう要望いたします。**

第１２号議案

三河港の港湾整備事業の促進について

東三河ブロック　提出

先般の東日本大震災や歴史的な円高、欧州債務問題の影響等により、日本経済を取り巻く環境は今後も予断を許さない状況が続いています。

海外諸港との熾烈な競争に勝ち抜き、背後圏企業の経済活動の成長に寄与するためには、日本の「ものづくり」産業を下支えする三河港において、これまで以上に物流機能と防災・減災機能の強化を念頭においた整備が必要です。

よって、**国におかれては、神野地区の７号岸壁第４バース（耐震強化岸壁）の新規直轄港湾整備事業採択、臨港道路東三河臨海線（御津１区～御津２区間）の実現、蒲郡地区の－１１ｍ岸壁及びふ頭用地等の整備促進並びにアクセス道路（豊橋港ＩＣ～三河港大橋間の立体化及び三河港大橋～田原４区間）の整備に早期に着手するよう要望いたします。**

第１３号議案

流域貯留浸透事業の補助率の引き上げについて

東尾張ブロック　提出

近年、全国各地で局地的な豪雨が多発し、内水氾濫による被害が発生しています。

雨水は、下水道の雨水管やポンプ設備によって河川へと排水されますが、設備の能力が雨量に対して不足する場合、又は、外水の水位が上昇して排水できない場合は、内水の水はけが悪くなり、家屋等の浸水被害を招いています。

内水氾濫対策では調整池など貯留施設の整備が効果的とされていますが、社会資本整備総合交付金における他の河川事業に対する補助率が２分の１であるのに対し、流域貯留浸透事業については３分の１と低くなっており、都市自治体の負担が大きくなっています。

よって、**国におかれては、内水氾濫対策を促進するため、流域貯留浸透事業の補助率を引き上げるよう要望いたします。**

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２３年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１５８回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	永　田　　清
総　務　部　長	中　西　　肇
市町村課長	相　津　晴　洋

豊　川　市

豊川市議会議長	大　野　良　彦

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	柴田紘一	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	谷一夫	大府市	市長	久野孝保
瀬戸市	市長	増岡錦也	知多市	市長	加藤功
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林郁夫
春日井市	市長	伊藤太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	伊藤文郎	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	石川英明
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	鈴木克幸
安城市	市長	神谷学	愛西市	市長	八木忠男
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬保
犬山市	市長	田中志典	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	久野知英
江南市	市長	堀元	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（豊川市）　副市長　竹本幸夫

愛知県市長会事務局　事務局長　原田泰

愛知県市長会議開催一覧表

（平成９年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１２７	平成 9年 4月17日	安城市	三河安城シティホテル
１２８	平成 9年10月 6日	西尾市	西尾市総合福祉センター
１２９	平成10年 4月24日	蒲郡市	蒲郡プリンスホテル
１３０	平成10年10月 7日	犬山市	博物館　明治村
１３１	平成11年 5月17日	常滑市	常滑競艇場事務管理棟
１３２	平成11年10月 4日	江南市	すいとぴあ江南
１３３	平成12年 4月21日	尾西市	尾西グリーンプラザ
１３４	平成12年10月 3日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5月 8日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5月 7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川

（注）第１２６回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。
（顧　　問）

第10条　市長会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、総会において推せんするものとする。
３　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
２　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
３　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
２　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
３　常任幹事は、幹事の互選による。
４　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
２　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
３　総会には、市長が出席するものとする。
４　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
２　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
２　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
３　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
４　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
５　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
２　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

（委　　任）

第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則

１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。

２　削　除

３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則

この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。

附　則

この会則は、平成１６年５月７日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。

附　則

この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。

附　則

この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２